

# 能美市指定給水装置工事事業者のみなさまへ

能美市上下水道課よりお知らせ(重要)

**令和元年10月1日より指定工事業者は5年ごとの更新が必要です**

指定工事業者の資質の維持・向上を目的として、水道法が一部改正され、指定の有効期限が無期限から**5年間**に変更となります。  
※旧制度で指定を受けている指定工事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なります(下記参照)

初回更新に限り、能美市から、期限の1年前に通知文を郵送します。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成17年2月1日～平成19年3月31日	令和元年10月1日～令和4年9月29日(3年間)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年10月1日～令和5年9月29日(4年間)
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年10月1日～令和6年9月29日(5年間)

- 更新申請に必要な書類と手数料
- ①申請書(様式第1号及び機械器具調書)
  - ②誓約書(様式第2号)
  - ③定款及び登記簿謄本(法人)  
住民票の写し(個人)
  - ④給水装置工事主任技術者免状の写し
  - ⑤旧指定工事者証
  - ⑥手数料5,000円

詳細な情報及び様式等は**能美市HP**にて記載しております。  
トップページ→暮らし→生活環境→上水道より  
**「指定給水装置工事事業者の更新制度について」**をご覧ください

◆更新制度及び申請に関するお問い合わせ◆  
能美市土木部上下水道課 担当:辻 TEL (0761)58-2261

